



岐阜県地方就職学生支援事業における下呂市地方就職支援金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年5月26日

下呂市長 山内 登



令和8年下呂市告示第171号

岐阜県地方就職学生支援事業における下呂市地方就職支援金交付要綱の一部を改正する要綱

岐阜県地方就職学生支援事業における下呂市地方就職支援金交付要綱（令和7年下呂市告示第129号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象者要件)</p> <p>第3条 補助の対象となる者（以下「申請者」という。）は、申請時において次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>地域未来交付金制度要綱（令和8年2月4日制定）に定める地域未来交付金の交付決定前であったことにより、前号に定める期間内に申請を行うことができなかった場合には、同交付金の交付決定日から、卒業等の日から1年となる日又は雇用開始日から1年となる日のいずれか早い日までの日数が経過するまでの期間、申請を可能とする。</u></p> <p>(6) 申請日から<u>1年以上</u>下呂市に継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業等</p>	<p>(対象者要件)</p> <p>第3条 補助の対象となる者（以下「申請者」という。）は、申請時において次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 申請日から<u>5年以上</u>下呂市に継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業等</p>

改正後	改正前
<p>の後に<u>次条</u>に定める就職先に就職し、下呂市に転入してから1年以上、<u>継続して居住する意思を有していること。</u></p>	<p>の後に<u>次項</u>に定める就職先に就職し、下呂市に<u>転入する意思を有していること。</u></p>
<p>(7)～(9) (略)</p>	<p>(6)～(8) (略)</p>
<p>(就職先要件)</p>	<p>(就職先要件)</p>
<p>第4条 申請者の就職先は、申請時において次に掲げる要件をいずれも満たす<u>(在学中に申請する者については、次に掲げる要件をいずれも満たす予定であるものも含む。)</u>ものとする。</p>	<p>第4条 申請者の就職先は、申請時において次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。</p>
<p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(1)～(6) (略)</p>
<p>(7) <u>原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就職であること。</u></p>	<p>(7) <u>週20時間以上の無期雇用契約に基づく就職であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就職する見込みであること。</u></p>
<p>(8) 岐阜県内での勤務地限定型社員としての採用であること。</p>	<p>(8) 岐阜県内での勤務地限定型社員としての採用であること。<u>ただし、在学中に交通費を申請する場合は、岐阜県内での勤務地限定型社員として採用予定であること</u></p>
<p>(9) <u>東京圏内への勤務を前提としない採用であること。</u></p>	
<p>(交付決定の通知)</p>	<p>(交付決定の通知)</p>
<p>第8条 (略)</p>	<p>第8条 (略)</p>
<p>2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を行う場合には、補助金の交付の決定を受けた者が第11条各号のいずれかに該当する場合、第12条の規定により補助金の<u>全額</u>を返還しなければならないことを条件として附</p>	<p>2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を行う場合には、補助金の交付の決定を受けた者が第11条各号のいずれかに該当する場合、第12条の規定により補助金の<u>全額又は半額</u>を返還しなければならないことを条件</p>

改正後	改正前
<p>するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(交付決定の取消し)</p> <p>第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定を取り消し、地方就職支援金交付決定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。ただし、就職先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 転入日又は雇用開始日のいずれか遅い日から<u>1年以内</u>に市外に転出した場合</p> <p>(5) (略)</p>	<p>として附するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(交付決定の取消し)</p> <p>第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定を取り消し、地方就職支援金交付決定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。ただし、就職先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 転入日又は雇用開始日のいずれか遅い日から<u>3年未満</u>に市外に転出した場合</p> <p>(5) <u>転入日又は雇用開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内</u>に市外に転出した場合</p> <p>(6) (略)</p>
<p>(返還請求)</p> <p>第12条 市長は、<u>前条各号</u>の規定により交付決定を取り消したときは、補助金の全額の返還を地方就職支援金返還請求書(様式第6号。以下「返還請求書」という。)により請求するものとする。</p>	<p>(返還請求)</p> <p>第12条 市長は、<u>前条第1号から第4号及び第6号</u>の規定により交付決定を取り消したときは、補助金の全額の返還を地方就職支援金返還請求書(様式第6号。以下「返還請求書」という。)により請求するものとする。</p> <p><u>2 市長は、前条第5号の規定により交付決定を取り消したときは、補助金の半額の返還を返還請求書により請求するものとする。</u></p>

改正後

様式第1号 (第7条関係)

下呂市長 様

申請年月日 年 月 日

地方就職支援金交付申請書兼請求書

岐阜県地方就職学生支援事業における下呂市地方就職支援金交付要綱第7条に基づき、地方就職支援金の交付を申請します。

また、交付決定がされた場合は、交付決定額を交付決定日付で請求します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
大学(院)・学部			

2 就職活動

就職活動 訪問先	企業名		
	所在地		
就職活動日	年 月 日		
内定日	年 月 日		

3 就職活動に伴う移動費用

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		

4 移住に伴う移転費用

日付	移住元市町村	移住先市町村	費用
		下呂市	

改正後

5 各種確認事項 (該当する欄に○を付けてください) ※

別紙1「地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「岐阜県地方就職学生支援事業における下呂市地方就職支援金交付事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する	B. 同意しない
転入日から1年以上継続して、下呂市に居住する意思について		A. 意思がある	B. 意思がない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係について		A. 関係を有する者ではない	B. 関係を有する者である
日本人である又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者、若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有する		A. 左記のいずれかに該当する	B. 左記のいずれかにも該当しない

※ 各種確認事項のBに該当する場合は、移住支援金の交付対象となりません。

6 振込先

口座名義人	フリガナ			
	氏名			
金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)	店名	種別	口座番号	
銀行 金庫 農業協同組合 信用金庫	本店 支店 支所 出張所	普通 当座		
ゆうちょ銀行	通帳記号		通帳番号	
	1	0		

6 添付書類 (添付した書類にはチェックを付けてください。)

- 写真付き本人確認書類の写し
- 卒業証明書又は修了証明書 (卒業日又は修了日が雇用開始日前1年以内のもの)
- 在学証明書 (在学中に申請する場合のみ添付。発行済みの証明書に自筆で卒業見込み年月を記載したもの。)
- 交通費の領収書の写し
- 移転費の領収書の写し (最低限の費用であることが分かる書類 (3社の見積書等) がある場合は併せて添付)
- 就業 (内定) 証明書 (様式第2号)
- 移住元の住所を確認できる資料 (住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書 (卒業又は修了年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を併せて提出)、卒業又は修了年度の複数月の公共料金領収書のうちいずれか。)
- 地方就職支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し (確実に振り込み可能となる情報 (金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名) が確認できるものに限る。)

管理コード (岐阜県及び下呂市使用欄)	
---------------------	--

改正後

様式第1号（別紙1）

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 岐阜県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、岐阜県及び下呂市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、岐阜県地方就職学生支援事業における下呂市地方就職支援金交付要綱（以下、交付要綱という。）に基づき、地方就職支援金の全額を返還します。
 - (1) 申請日から1年以内に交付要綱第4条の要件を満たす就職先へ就職しなかった場合
 - (2) 申請日から1年以内に、下呂市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に下呂市に住民票がある場合を除く）
 - (3) 雇用開始日から1年以内に職を辞した場合（ただし、退職日から3ヶ月以内に交付要綱第4条の要件を満たす県内の別の就職先に就職する場合を除く）
 - (4) 転入日から1年以内に市外に転出した場合
 - (5) 虚偽の申請であること、居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
- 3 地方就職支援金の支給を受けた後に実施される下呂市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

（注：報告の求めに応じないことをもって、地方就職支援金の対象から除くことはありませんが、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。）

改正後

様式第2号 (第7条関係)

年 月 日

下呂市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業 (内定) 証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 勤務 (内定) 者情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日
勤務 (内定) 者に 関する要件	該当する場合はチェックを付けてください。(※1) <input type="checkbox"/> 新規採用者である。

2 就業 (内定) に係る情報

雇用開始 (予定) 年月日	年 月 日
内定年月日	年 月 日
採用選考活動 (※2) の 実施年月日	年 月 日
採用選考活動の 実施場所	
交通費支給額	(※採用選考活動の実施日について記載してください。支給がない場合は「0」と記載してください。) <div style="text-align: right;">円</div>
移転費支給額	(※赴任旅費等について記載してください。支給がない場合は「0」と記載してください。) <div style="text-align: right;">円</div>

3 就職先に関する要件、就業条件等

就業先企業に 関する要件	該当する場合はチェックを付けてください。(※1) <input type="checkbox"/> 勤務者 (内定者) の勤務地が岐阜県内に所在すること。 <input type="checkbox"/> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、 性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。 <input type="checkbox"/> 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。 <input type="checkbox"/> 官公庁等 (第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を 除く。) ではないこと。
就業条件等	該当する場合はチェックを付けてください。(※1) <input type="checkbox"/> 原則、週20時間以上の無期雇用契約であること。 <input type="checkbox"/> 下呂市からの通勤が可能な地域への勤務地限定型社員 (※3) であること。
勤務 (内定) 者 の同意	該当する場合はチェックを付けてください。(※1) <input type="checkbox"/> 岐阜県地方就職学生支援事業に関する事務のため、勤務 (内定) 者の勤務状況などの情報を、岐 阜県及び下呂市の求めに応じて、同岐阜県及び下呂市に提供することについて、勤務 (内定) 者の同意 を得ていること。

※1 内定者が地方就職支援金の交付を受けるためには、これら全てにチェックが付されている必要があります。
 なお、記載内容に虚偽があった場合は地方就職支援金の返還対象となります。

※2 インターンシップ、企業説明会、採用試験、採用面接等

※3 岐阜県外への転勤の可能性がない社員

改正後

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

下呂市長

地方就職支援金交付決定通知書

岐阜県地方就職学生支援事業における下呂市地方就職支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第8条第1項の規定に基づき、以下のとおり地方就職支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

地方就職支援金 _____ 円

※指定の振込口座に入金されるまでに日数がかかる場合がありますので御了承ください。

※地方就職支援金は、地方就職支援金交付申請書兼請求書にご記載いただいた振込先に振り込みます。

（条件）

- 1 下呂市は、交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、地方就職支援金の全額の返還を請求します。
 - ・申請日から1年以内に、地方就職支援金の要件を満たす就職先へ就職しなかった場合
 - ・申請日から1年以内に、下呂市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に下呂市に住民票がある場合を除く）
 - ・雇用開始日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3ヶ月以内に下呂市地方就職支援金交付要綱第4条の要件を満たす県内の別の就職先に就職する場合を除く）
 - ・転入日又は雇用開始日のいずれか遅い日から1年以内に下呂市外に転出した場合
 - ・虚偽の申請であること、居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
- 2 下呂市は、交付要綱の規定に基づき、岐阜県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行うことがあります。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものとみなし、備考1に定める返還請求を行うことがあります。

管理コード	
-------	--

改正前

様式第1号 (第7条関係)

下呂市長 様

申請年月日 年 月 日

地方就職支援金交付申請書兼請求書

岐阜県地方就職学生支援事業における下呂市地方就職支援金交付要綱第7条に基づき、地方就職支援金の交付を申請します。

また、交付決定がされた場合は、交付決定額を交付決定日付けで請求します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
大学(院)・学部			

2 就職活動

就職活動 訪問先	企業名		
	所在地		
就職活動日	年 月 日		
内定日	年 月 日		

3 就職活動に伴う移動費用

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		

4 移住に伴う移転費用

日付	移住元市町村	移住先市町村	費用
		下呂市	

改 正 前

5 各種確認事項 (該当する欄に○を付けてください) ※

別紙1「地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「岐阜県地方就職学生支援事業における下呂市地方就職支援支援金交付事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
転入日から5年以上継続して、下呂市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係について	A. 関係を有する者ではない	B. 関係を有する者である
日本人である又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者、若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有する	A. 左記のいずれかに該当する	B. 左記のいずれかにも該当しない

※ 各種確認事項のBに該当する場合は、移住支援金の交付対象となりません。

6 振込先

口座名義人	フリガナ			
	氏名			
金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)	店名	種別	口座番号	
銀行 金庫 農業協同組合 信用金庫	本店 支店 支所 出張所	普通		
		当座		
ゆうちょ銀行	通帳記号		通帳番号	
	1	0		

6 添付書類 (添付した書類にはチェックを付けてください。)

- 写真付き本人確認書類の写し
- 卒業証明書又は修了証明書 (卒業日又は修了日が雇用開始日前1年以内のもの)
- 在学証明書 (在学中に申請する場合のみ添付。発行済みの証明書に自筆で卒業見込み年月を記載したもの。)
- 交通費の領収書の写し
- 移転費の領収書の写し (最低限の費用であることが分かる書類 (3社の見積書等) がある場合は併せて添付)
- 就業 (内定) 証明書 (様式第2号)
- 移住元の住所を確認できる資料 (住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書 (卒業又は修了年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を併せて提出)、卒業又は修了年度の複数月の公共料金領収書のうちいずれか。)
- 地方就職支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し (確実に振り込み可能となる情報 (金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名) が確認できるものに限る。)

管理コード (岐阜県及び下呂市使用欄)

改正前

様式第1号 (別紙1)

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 岐阜県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、岐阜県及び下呂市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、岐阜県地方就職学生支援事業における下呂市地方就職支援金交付要綱（以下、交付要綱という。）に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 申請日から1年以内に交付要綱第4条の要件を満たす就職先へ就職しなかった場合：全額
 - (2) 申請日から1年以内に、下呂市に転入しなかった場合：全額
 - (3) 雇用開始日から1年以内に職を辞した場合（ただし、退職日から3ヶ月以内に交付要綱第4条の要件を満たす県内の別の就職先に就職する場合を除く）：全額
 - (4) 転入日又は雇用開始日のいずれか遅い日から3年未満に市外に転出した場合：全額
 - (5) 転入日又は雇用開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に市外に転出した場合：半額
 - (6) 虚偽の申請であること、居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額

改正前

様式第2号 (第7条関係)

年 月 日

下呂市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業 (内定) 証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 勤務 (内定) 者情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日
勤務 (内定) 者に 関する要件	該当する場合はチェックを付けてください。(※1) <input type="checkbox"/> 新規採用者である。

2 就業 (内定) に係る情報

雇用開始 (予定) 年 月 日	年 月 日
内定年月日	年 月 日
採用選考活動 (※2) の 実施年月日	年 月 日
採用選考活動の 実施場所	
交通費支給額	(※採用選考活動の実施日について記載してください。支給がない場合は「0」と記載してください。) 円
移転費支給額	(※赴任旅費等について記載してください。支給がない場合は「0」と記載してください。) 円

3 就職先に関する要件、就業条件等

就業先企業に 関する要件	該当する場合はチェックを付けてください。(※1) <input type="checkbox"/> 勤務者 (内定者) の勤務地が岐阜県内に所在すること。 <input type="checkbox"/> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、 性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。 <input type="checkbox"/> 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。 <input type="checkbox"/> 官公庁等 (第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を 除く。) ではないこと。
就業条件等	該当する場合はチェックを付けてください。(※1) <input type="checkbox"/> 週20時間以上の無期雇用契約であること。 <input type="checkbox"/> 下呂市からの通勤が可能な地域への勤務地限定型社員 (※3) であること。
勤務 (内定) 者 の同意	該当する場合はチェックを付けてください。(※1) <input type="checkbox"/> 岐阜県地方就職学生支援事業に関する事務のため、勤務 (内定) 者の勤務状況などの情報を、岐 阜県及び下呂市の求めに応じて、同岐阜県及び下呂市に提供することについて、勤務 (内定) 者の同意 を得ていること。

※1 内定者が地方就職支援金の交付を受けるためには、これら全てにチェックが付されている必要があります。
なお、記載内容に虚偽があった場合は地方就職支援金の返還対象となります。

※2 インターンシップ、企業説明会、採用試験、採用面接等

※3 岐阜県外への通勤の可能性がない社員

改正前

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

下呂市長

地方就職支援金交付決定通知書

岐阜県地方就職学生支援事業における下呂市地方就職支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第8条第1項の規定に基づき、以下のとおり地方就職支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

地方就職支援金 _____ 円

※指定の振込口座に入金されるまでに日数がかかる場合がありますので御了承ください。

※地方就職支援金は、地方就職支援金交付申請書兼請求書にご記載いただいた振込先に振り込みます。

（条件）

1 下呂市は、交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求します。

- ・申請日から1年以内に、地方就職支援金の要件を満たす就職先へ就職しなかった場合：全額
- ・申請日から1年以内に、下呂市に転入しなかった場合：全額
- ・雇用開始日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
（ただし、退職日から3ヶ月以内に下呂市地方就職支援金交付要綱第4条の要件を満たす県内の別の就職先に就職する場合を除く）
- ・転入日又は雇用開始日のいずれか遅い日から3年未満に下呂市外に転出した場合：全額
- ・転入日又は雇用開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に下呂市外に転出した場合：半額
- ・虚偽の申請であること、居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額

2 下呂市は、交付要綱の規定に基づき、岐阜県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行うことがあります。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものとみなし、備考1に定める返還請求を行うことがあります。

管理コード

附 則

この告示は、令和8年5月26日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

